

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 議 録

第 3 回

平成15年9月29日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成15年9月29日、第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が藤岡町文化会館において開かれた。

1. 開催日時 平成15年9月29日(月)
午後2時00分から4時50分まで

2. 開催場所 藤岡町文化会館 多目的ホール

3. 出席した委員

鈴木俊美	栃木 實	亀田 仲司
熊倉武夫	石塚 英彦	田口 東一
羽金政光	高岩 義祐	小林 長
戸谷勝次	佐山 保	梅沢 米満
鈴木邦夫	松本 喜重	天海 英夫
渡辺 仁一	佐山 晃	中田 堅一
永島源作	細谷 亮	高際 一男
三柴 一男	中山 斉	松本 房子
小幡 英夫	片柳 登	小林 為三男
熊倉 幸夫	佐山 嘉市	島田 家得子
島田 富雄	阿部 博	田中 久巳
葛生 明雄	久留生 道子	小倉 元江

4. 欠席した委員

田村 澄夫

5. 関係者の出席

なし

6. 事務局の出席

全職員

7. 議事

協議事項

- 協議第3号の2 合併の方式について(協定項目1)
協議第4号の2 合併の期日について(協定項目2)
協議第6号 新市の名称について(協定項目3)
協議第7号 新市の事務所の位置について(協定項目4)

会議内容

<p>司会（事務局次長）</p>	<p>合併協議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより第3回会議をはじめさせていただきます。会議開会にあたりご報告いたしますけれど、本日の会議には37名中、36名の委員の出席をいただいております。合併協議会規約第10条第1項で定めました条件を満たしていることをご報告いたします。早速会議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、鈴木大平町長・会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様、そして本日傍聴においでの皆様におかれましては、大変ご多忙の中お越しいただきましてご苦労様でございます。</p> <p>開会をするわけではありますが、ご案内のとおり、前回2回目の時に、2つの協議事項につきまして継続協議となっております。それをご協議いただくことと、合わせて新たな協議事項2点が後ほど提案があるかと思っております。その説明等をお聞きいただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。前回第2回目の協議会の後、ケーブルテレビでその状況が放映されているとお聞きしましたので、見てみたのですが、まさかずっと撮られているとは思いませんでした。（肩をもんでいる姿まで映っておりました。）皆様も見られているということで意識をされたほうがいいと思います。今日も忌憚のないご意見を交わす中で有意義な協議会としていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。本日は大変ご苦労様でございます。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元に3つほどご用意させていただいております。</p> <p>第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会次第、第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会議案書、第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会説明資料の3点をお配りしております。どれかない方は事務局のほうにお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、早速会議のほうに入らせていただきます。まず、議員の変更に伴う委嘱状の交付を行います。このことにつきましては、先に開かれまして町議会9月定例会におきまして、大平町ならびに岩舟町の副議長の改選が行われたことに伴いまして、当協議会の委員に一部変更がございました。このことから変更されました委員につきましてご報告申し上げますとともに、新たに委員となりました方についての委嘱状の交付を行います。新しい委員名簿につきましては、次第のつづりの2ページのほうに作成してございますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>まず、大平町選出委員の変更についてでございますが、高岩義祐様が大平町</p>

<p>事務局長</p>	<p>議会副議長に就任されましたことに伴いまして、これまで合併協議会規約第7条第1項第3号委員として就かれておりました前副議長の飯沼一好様のご退任され、変わりまして高岩義祐様が委員に就任されました。続きまして岩舟町選出委員の変更についてでございますが、戸谷勝次様が岩舟町議会副議長に就任されましたことに伴いまして、これまでの同規約第7条第1項第4号委員として就かれておりました戸谷様が同規約第3号委員に変わりました。また、同規約第3号委員として就かれておりました前副議長の佐山晃様が同規約第4号委員に変わりました。委員の変更につきましては以上でございますが、新たに委員となられました高岩義祐様に委嘱状の交付を行いたいと思います。高岩様につきましては会長がお席の前にまいりましたら、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。続きまして前回第2回合併協議会以降の経過等につきまして、河田事務局長よりご報告申し上げます。</p> <p>事務局長の河田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは協議会の次第の資料になります。3ページをお開きいただきたいと思ひます。1番から4番までございまして、「1. 新市建設計画策定に伴う行政調査、団体調査及び住民定性調査の実施について」ということで、前回の協議会におきましては策定方針を皆様方にお示しをしたところでございます。これにつきましては、新市計画の策定にあたりまして、十分に民意を反映したものにするためにこのような調査を行ったことでありまして、実施期間が8月21日から9月1日までということで行わせていただきました。</p> <p>また、併せまして職員アンケート調査、3町の町職員対象に行いまして、7月16日から7月31日まで実施をしたところでございます。2番目に、「3町専門部会・分科会合同会議の開催について」ということで、事務事業を3町のほうにそれぞれ照会をしていたところ、全体で約1,800項目に及ぶことになりました。この調整作業に携わる分科会、あるいは専門部会の担当者を集めましての合同会議を8月29日大平町の健康福祉センターにおきまして開催いたしました。この席上で合併協定項目の内容についての周知を図るとともに、今後3町におきまして、合併協定項目の調整作業に入っていただくわけでした、その辺の作業の内容についてもお願ひをしたところでございます。続きまして、3番目の「栃木県市町村合併推進支援補助金の内示について」ということで、市町村の合併の推進に向けた取り組みを支援するために栃木県のほうで、法定合併協議会等に対しまして市町村合併推進支援補助金の内示がございました。1年度当たり500万円で、1回限りという当初の予定でしたが、来年度も500万円出ることに変更になっております。9月4日付で3町の合併協議会宛にお知らせがまいりました。この内示を受けまし</p>
-------------	--

	<p>て、9月8日付で改めて補助金の申請をしたところでございます。4番目でございますが、「合併協議会だより（創刊号）の発行について」ということで、協議会の運営状況ならびに合併に関する情報の提供を目的といたしまして、「合併協議会だより」の発行をさせていただきました。9月15日付で発行いたしました、3町の全世帯を対象に配布を行ったところでございます。下のほうに3町それぞれに配布部数と配布日がございますが、こちらの配布日につきましては、3町の広報紙の配布と同じ日付でお願いをした関係もございまして、3町若干の日取りの違いが出ているかと思っております。今回の創刊号につきましては第1回と第2回の協議会の内容を網羅してお知らせをしたところでございます。以上を今までの経過として報告をさせていただきました。</p>
司会	<p>それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては協議会の規定によりまして鈴木会長にお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>それでは規約の定めによりまして、しばらくの間、議長の役を務めさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。今回の会議の会議録署名人を佐山保委員と阿部博委員のご両名にお願い申し上げます。</p>
事務局(総務班長)	<p>それでは早速協議に入りたいと思いますが、まず前回の継続協議であります協議第3号の2につきまして事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局(総務班長)	<p>総務班の小島です。よろしくお祈りいたします。協議第3号の2につきましては、前回協議しました合併の方式につきまして調整方針案をお示しご協議をいただくというものでございます。内容につきましては、議案書1ページの中に枠で囲った部分にありますけれど、「下都賀郡大平町、同郡岩舟町及び同郡藤岡町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする」というような方針案となっております。この理由としまして同議案書の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。下の枠内にいくつも数字が並んでいるかと思いますが、これにつきましては人口から財政力指数までの11項目について大平・岩舟・藤岡3町の現況を横並びに示したものです。人口につきましては、大平町は28,490人、岩舟町19,525人、藤岡町19,110人となっております。以下、世帯数・面積も同様に示してあります。この中で、特に産業就業者数を見ていただきたいのですが、第1次、第2次、第3次産業と分かれておりますが、人数こそ各町違いますが、カッコ内の構成割合は同じような数値を示していることがおわかりいただけるかと思っております。また、中段にあります農家戸数につきましても大平町1,068、岩舟町1,165、藤岡町1,414となっており、同様な戸数となっております。その下の工業事業所数は大平町が117、岩舟町が91、藤岡町が87ということで、これらについてもほぼ同じような数字を示しております。商店数につきましても、大</p>

	<p>平町が 309、岩舟町が 199、藤岡町が 242 というふうな数字を示しています。財政力指数につきましては数字が上がるほど財政の力があるということですが、大平町が 0.758、岩舟町が 0.578、藤岡町が 0.500 というふうな数字を示しています。11 項目の数字をお示した理由としましては、3 町を見比べた場合に、多少数字の違いはあるものの、ほぼ同規模の自治体ということを示し上げるためにお示したものでございます。今回これらの数字をもとに、同規模の町が合併するにあたりまして、合併する方法としましては対等な関係で合併を行う、新設合併するというところで今回の方針案をお示したものです。</p> <p>以上、説明は終わらせていただきますが、ご協議のほうよろしく願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>以上、事務局からの説明でございます。それでは、ただいまから質疑に入りたいと思います。各委員からのご意見があればお受けいたします。鈴木委員どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>大平町鈴木でございます。事務局にお聞きしたいのですが、次の市の名称や事務所（役場）の所在地は事務局案が入ってくるのでしょうか。</p>
鈴木会長 事務局長	<p>事務局のほう、今の答えを。</p> <p>前回、基本 4 項目につきましては、大変重要な案件であるということをお知らせいたしまして、委員の皆様にご審議いただくこととお知らせしたところでございます。内容を説明させていただき、それに対するご意見を伺っていない中でこのような案をお示しすることに関しては、段階的にどうなのか。事前に皆様方で内容を詰めていただいた後、このようなことで提案することはそれなりに効果があると思っております。また、審議の内容が尽きている場合には、こういう提案を出して進めることがあろうかと思っております。今回についてはその内容については伺っておりませんので、前段として内容を出すことは気になっているところであったわけですが、前回事務局としてはどのような方向で今後進めていくかというお話につきましては、次回に協議 1・2 につきましては提案をさせていただきように進めてまいりたいとお答えいたしました。ただこの後の協議の 6 号・7 号「新市の名称」「新市の事務所の位置」につきましては、今回資料をお示しております。最初から提案という方向にありませんが、中身は提案となっております。本日の協議の中で具合が悪いということであれば、その時には内容を変えながら進めたいと思いません。そういったいきさつで、6 号・7 号につきましては、提案のようなかたちになっていることは、まだ了解を得ずに送っているということではどうかということでは考えております。</p>
鈴木委員	<p>実は先月は事務局から、新設合併か編入かという説明がありました。今日こ</p>

高際委員	<p>の内容について協議会のメンバーが協議をして方向を決めるという話だと私は思います。ですから、こういったかたちで書かれるとメンバーが自由な意見を言えない、拘束されるということがあると思います。基本的にはこの方向に行くと思いますが、今日ディスカッションいたしまして白紙の中で会長がとりまとめをしまして、翌月の協議会で文書として示すということが本来の協議会の方式かなと思っていましたので、私の意見を申し上げます。</p> <p>ただいま、鈴木委員がお話になりましたように、合併の基本4項目については、重要な項目ですから、委員の意見を十分に聞き、委員は各町に戻って総意を得てここに臨んでいることでもあります。事務局で提案というかたちでなされて、方向付け、議事の進行上提案されたと理解しますが、やはりその辺の基本は委員の協議の場で重要な事項は決定すべきであるという基本的な認識はお持ちいただきたいと思います。</p> <p>私は、合併の方式といたしましては、藤岡の議員の中で話し合いましたが、新設合併を希望いたします。大平町と岩舟町、藤岡は3町ともに町制施行の自治体でありますので、町制合併であることから新設合併が相当であると考えます。なお一言申し上げておきますが、これから合併基本4項目や新市建設計画の各論の具体的な協議に入りますが、合併協議の成否はいつにかかって大なるものが小なるものの意見、要望に耳を傾け、互譲の精神をもって事に臨むか否かにあることは、合併先進地の事例が示すところでもあります。大平町さんの大所高所からの英断を特にお願いたします。以上です。</p>
鈴木会長	<p>ここで議論を整理したいと思います。最初、鈴木委員からお尋ねならびにご意見のあったことは、重要な項目についてであるので、前もって事務局のほうから案というかたちとはいえ、提示するのはいかがなものかというご意見があったわけでございます。それに対する事務局の説明ですと、前回の会合の中で次回は案をお示ししますということで示したが、実質協議として意見があればそうかもしれないということが事務局の意見でありました。今後の進め方について、あらためて皆様にお諮りしたいと思います。これは議論を整理する意味で、改めて申し上げますが、これから協議していく項目、合併協議項目すべてについて、協議会事務局から一切の提案はなしということになってしまうと、中には議論が白熱することもなく、事務的に処理できるものがあり、全体としてはそのことは多いと思われまます。そのことについてもすべて事務局からの提案が駄目になると時間的にいかがなものかという思いがあります。事務的、あるいはそれほど皆様で協議していただいて議論の上で煮詰めてからでなければ決めるべきではないという項目以外では、事務局のほうから事前に案を提案させていただいてよろしいかどうか、お諮りしたいと思います。当面、合併基本4項目については、事務局から提案をしない方</p>

	<p>向で進めていき、それ以外の項目についてはまずはこちらで提案をせずに事前にお諮りしていったらいいという選択権を与えていただくということで、今後準備してよろしいかどうか。このことについて、皆様のご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>重要項目と議員の定数などについても事務局が用意したものについて議論するのがよろしいかと思えます。</p>
永島委員	<p>本案件等につきましては、協議会終了後に幹事会が行われたのではないかと解釈しております。その中で協議されてきた結果があるのではないかと解釈をいたします。私の考えとしましては、ある程度幹事会で議論していただいて、決まったことについては、それぞれの町の幹事がその町の委員に事前に報告をされるという方式をとることも方法としてはあると考えます。合併の問題を計画どおりに進めていくということになりますと、そういうことも必要ではないかと解釈をいたしますので。基本項目につきましても、重要なことについては当然幹事会でも協議されると思えますが、経過を報告していただく。そして、本日の委員会に入っていく。そういう方式はいかがかと提案いたしたいと思えます。</p>
鈴木会長	<p>他にございますか。永島委員のご提案の前に、それぞれの町で幹事会等を経て今回の協議会に至っていると推察をすることとさせていただきます。まさにおっしゃるとおりでございます。今後は幹事会の場で議論され、一致したこと等について、全体の中で報告をされることからはじまったらどうかというご提案と伺ってよろしいでしょうか。</p>
永島委員	<p>例えば、合併方式につきまして幹事会で十分協議もされたと思えます。各町からのすり合わせをもって幹事会が開かれた。その町の委員には事前に内容を報告して了解をとるのが議事進行上、ある程度よろしいのではないかと考えてございます。内容によっては十分協議するものがあるかと思えますが、そういう方式がやむをえないという提案をするわけでございます。</p>
鈴木会長	<p>そういうことであるとすると、事務局の都合や予定も聞いてみないといけないので、事務局のほう、今の点についていかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>幹事会の内容に関して終わった後、委員さんのほうに報告したらということですが、資料収集したり、内容を精査したりしているのに時間を費やしているのが現状でございます。また、幹事会の前には企画担当課長会議を開いておりまして、幹事会の報告、事前にお知らせするのは時間的に非常に難しいと考えております。今の状況では中身の精査と報告書等々の作成をするのに精一杯であるので、そこまで気配りできないのが現状かと思えます、ご理解のほど、お願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>頻度からいとなかなか難しいというのが事務局の考えでございます。これ</p>

永島委員	<p>につきましては、相当事務局のほうも日夜追われているのはわれわれ執行部も認識しております。前回ご提案したように、ローリング方式を可能な限り用いる、つまり今日提案したことは提案で、次回以降議論していく、それを繰り返していく中で、議論を煮詰めていく。その間には資料を用意する。重要なことについてはそういうかたちで、何回か議論を重ねていく中で進めていくということでご容赦いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>逆に私が提案していますのは時間の短縮をする意味の話をしております。例えば、今回の合併の方式は、幹事会の後で、藤岡の幹事や助役が事前に説明をしていただくことで、本日の協議会の議事進行がスムーズに進むかなという考え方を持った。ただ、ケースバイケースで、幹事会で報告されても協議会で十分議論する内容であれば、幹事会の内容については議論すべきであるという提案であったのですが、事務局はかなり忙しいという説明でございますが、逆にそれをもっと円滑に進めるという考えでございます。</p>
鈴木会長	<p>そういうご趣旨でありますと、合併協議会事務局全体のこととして全協議委員さんに対して同じように事前に資料をお渡ししてやっていくという問題と、各町の協議会委員さんとそれぞれの協議すべき協議事項を事前事後に協議会を進めていくことの兼ね合いが難しいわけでありまして。議長役を務めながら、町長という立場に戻りますが、大平町の場合は、協議会の委員さんが勉強会をして、そこに町の担当職員が説明したということも聞いておりますので、町の協議会委員さん単位で町の担当職員を呼ぶなどして、資料を用意して勉強会をやっていただければ、全体会議に臨むにあたって事前の予習になるのかという気もいたします。他の町の実情はいかがなのか、そこまで存じ上げておりませんが、事務局が幹事会の資料を常に全部用意するのは大変だと思いますが、各町から幹事が出ているので、幹事会で諮られたことを戻って説明していただく、そのような方法で充実を図るのはいかがでしょうか。逆に提案させていただきたいと思っております。ご意見等ございましたら。</p>
佐山委員	<p>会長からのご提案ですが、わが町では、合併に対して議員も町民も情報を共有しようという取り組みでやっております。事務局に対する要望は、合併の期限がきているのでスピーディに進めていかなければならない。私は、スピードを増すということであれば、ある程度、たたき台を示して頂いて、委員さまのいろいろなご意見を伺うのがベターかなという感じをもちしております。委員の中でもみんなで合併を考えてみようという雰囲気は是非作ることもわれわれの役目かなと思っております。うちの議会も情報を提供しろという要望が強いものですから、同じような状況で議員のみなさんにも情報を提供して、いろいろなご意見を伺うことになっていきますから、会長の意見を即受け止めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。</p>

松本委員	<p>事務局から提案されたものについては、事務局も期間内に事を進めるために一生懸命出したものだと思います。したがって、お話がございましたけれども、私ども大平町は予算規模が多いとかで勝手気ままなことは毛頭考えておりません。みなさんと十二分にご審議をしていただいて、できることなら合併をしたいと思います。まずそのへんをお汲み取りいただきたいと思います。</p> <p>4項目については、ここに出たのが早いのかと思いますが、先ほど藤岡町の委員さんがおっしゃったように、期間内に事を進めるためにはある程度はこういうもので出されてもいいのではないのかと考えております。</p>
鈴木会長	<p>まだご意見があると思いますが、この辺りでまとめさせていただきます。</p> <p>まず、今後の事務局提案の方式であります。基本4項目は当然、それ以外の項目についても重要であるものについてはあえて事前に提案せず、皆さんにお諮りをして整理した案としてお示しする。4項目以外で重要であるかどうか誰が判断するかということは、不肖、正副会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。(全員拍手)ありがとうございました。</p> <p>永島委員からご提案がありました、できるだけ事前にスピーディに審議するために情報を出してほしいということについては努力をさせていただきます。各町につきましても、それぞれの担当課等のほうでご尽力いただくように、われわれ正副会長からそれぞれの町の職員にも指示をいたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、合併の方式の中身について、先ほど何名か委員さんからすでにご意見は出ていますが、それ以外の委員さんから意見がございましたらよろしく願いいたします。</p>
天海委員	<p>先ほど、藤岡の高際委員、うちの松本委員のほうから、できるだけすみやかという意見がございました。ただひとつ、大平の町民の思いをご理解していただければ、大変ありがたいと思います。というのは、3月から4月の先行配布した町民アンケートでは大平町の中では3町合併は37.1%で、栃木市を含めた1市5町というのが27.3%、あるいは、栃木市を中心とした枠組みの違うものは10.9%ありまして、トータルで38.2%が栃木市を中心としてというのがありまして、非常に難しい選択を迫られているのが事実でございます。財政の問題、財政力などもお話にありまして、大平町自身につきましては県南の雄として、各市町村から認められてきた歴史的背景があります。そうしたことから、町民からも編入合併がいいのではないかというのが町民の思いでございますので、ご理解いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>

小幡委員	新設合併と編入合併という話が出まして、方向としては新設合併で私はいいいと思います。編入合併の線引きはどういうものかに一般的にどうなのかを教えてください。どれくらい違うと編入合併になるのか、われわれの判断の指針になることがあればありがたいのですが。
事務局長	一般的には、市町村の規模によって、それに関わります構成市町村の公共団体がそれぞれ認識して編入という判断を下すものだと思っております。特別、こういう理由があるというのはありません。大半の人が規模で編入か新設かを選択するということになると思います。
小幡委員	過去には編入に関してのデータは特別ないということでしょうか。われわれの議論と直接かみ合わないかもしれませんが、他の市町村の例があると思います。
鈴木会長	私の方で引き取ります。今の小幡委員の質問であります。過去の例はないのかということですが、事例はいくらでもあります。事務局いかがでしょうか。
事務局長	新設合併や編入合併の例についての情報はありますが、前回も全国的な先進事例を資料としてお示ししておりますのでご理解いただきたいのですが。
鈴木会長	既にお配りした資料にある例で、事例に触れているので、それぞれで判断いただきたいというのが事務局の説明でございます。
鈴木委員	いろいろと議論が出たのですけれど、大平町も法人格です。各々が独立した法人でございます。ほとんど3町が係っている。生活圈などでは栃木である。その他の事業は3町共同事業がございます。そういう意味で私どもは新設合併でやりたいと考えております。
中田委員	合併の方式が検討されておりますが、岩舟町の議会におきましても十分審議しております。この時期において対等に合併していくべきではないかという結論が出ておまして、新設合併していきたいと思っております。事務局より資料が出ておりますが、それぞれの委員さんの見方が違う中で妥協していかないと駄目かと考えているわけでございます。新設合併をしたいという意見を提案していきたいと思っております。
鈴木会長	他に左手の委員のみなさんからどうでしょうか。 まず、私から提案させていただきますが、この提案は正副会長も含めた合併協議会で提案させていただいておりますので、われわれの知らないうちに職員である事務局が勝手に提案したものではありません。正副会長を含む事務局がこれでよかろうということで提案させていただいたものです。いろいろご意見や事情がありますが、高際委員がおっしゃったとおり可能な限りそれぞれが互譲の精神で臨むべきであるという観点から、新設合併でよろしいのではないかと今回提案させていただいた、いきさつがございます。

	<p>今回、合併事務局から提案させていただいた、新設合併方式で合意であれば拍手でいただきたいということでご異議なければ拍手をいただきたいと思いますが。</p> <p>(拍手) ありがとうございます。</p> <p>大多数の委員のご賛同をいただきましたので、合併の方式につきましては提案どおり新設合併とすることで決定させていただきたいと思います。ご協力大変ありがとうございました。</p> <p>以上で協議事項の3号の2につきましては議決をいただきました。</p> <p>続きまして4号の2に入るわけですが、休憩にしたいと思います。それでは3時5分に再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>それでは再開します</p> <p>協議事項の第4号の2「合併の期日について」を行います。基本4項目の2つ目でございますので、あえて説明いたしませんので、期日をどうするかということについて皆さんに討議していただきたいと思います。このことに関する資料は、第2回の時の資料と共に本日の資料の中にもございます。これらをご参照いただきたいと思います。ちなみに、第2回の説明資料と書いてあるものの中の16ページ、スケジュール表があると思いますが、ご参照いただきたい。その中で1月から3月まで網掛けになっていると思います。</p> <p>合併特例法の期限から逆算していきますと、遅くとも1月から3月までの間に行わないと間に合わないということで網掛けになっております。</p> <p>他の合併先進自治体の実例の資料なども配布されているところであります。加えて、3町のいろいろな事情などを加味して、いつ頃にするのがいいのか討議をお願いしたいと思います。その中で質問がございましたら事務局より答えをしてもらおうというやり方で進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは質疑に入ります。どうぞご意見をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>事務局にお聞きしたいのですけれど。前の合併協議会で会長がお話したように1月以降、いつでも新市誕生はいいという話でした。その時の説明の中で、3月は難しいという意見、出納閉鎖が5月にあるのでということでありました。2月1月合併あたりの出納閉鎖はいつなのかお伺いしたいのですが。われわれの中の検討では、藤岡の町長さんの任期前までの合併かなぁという話は出ていました。2月1日あたりとっていたのですが。原案で1月1日にした理由と、2月1日では間に合わないのかどうかということと、葛生、佐野は2月の中旬に合併していたと思うが、それを含めて説明をお願いしたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>それでは事務局のほうから、合併のときの出納の閉鎖はいつ頃になるのか、藤岡の町長選があるのではないかとということと、佐野の実例も踏まえて説明</p>

<p>事務局長</p>	<p>をお願いしたいということであります。</p> <p>出納整理の関係でございますが、地方自治法施行例の第5条によりまして、消滅した地方公共団体の収支はということで謳われております。合併の期日の前日をもって消滅ということになっています。前日が決算日となります。地方公共団体の長、職務執行者、これを決算するという位置付けになっております。合併の期日において、首長は失職いたしますので、事前に職務執行者を協議をして決めていただいて決算していただくかたちになります。出納の整理期間はありません。たまたま西東京の前例で申しますと、合併期日前日の約1ヵ月前から、仮の出納整理期間を設けまして、準備作業を行っているのが実態かと思えます。</p> <p>佐野の事例では、合併が2月28日となっていましたが、3月1日から50日間の間に首長さんの選挙が行われます。議会は全員が失職するかたちになります。特例として2年以内引続き在任することが受けられます。原則は失職するので、この場合改めて選挙が行われます。私の経験では、50日のうち、30日くらいたつ日を選挙日に設定するものが一般的であります。そうしてから一般的な選挙が開かれます。4月1日頃が新首長の就任となると考えられます。新年度予算に関しては暫定予算を組む必要があります。期間も3ヵ月くらい組まないダメだろうと思えます。当協議会では、前にもってきて1月から3月ということでお示ししました。1月1日だとすれば、首長の選挙を行っても、それ以降1ヵ月ぐらいの間に新首長が決まると思えますので、1月末から2月初めに、前年度分の暫定予算審議と併せまして4月からの新しい年度の予算審議が可能ではないかということで、その辺にしました。</p>
<p>鈴木会長 永島委員</p>	<p>他になにかございましたら。</p> <p>現在協議されております合併の期日につきましてはここにお示されたとおりで、私は結構だと考えるわけでございます。その理由といたしまして、事務局から説明がありましたとおり、平成17年の4月から新年度が始まってくるということでございます。合併に伴ういろいろな都市、まちづくりの計画もその年度から初めにつくわけでございます。合併した効果を地域の住民に理解してもらうのは、年度当初に物事を実施することによってその成果が表れてくると認識するわけであります。そういう意味合いで私はこの提案に賛成するわけでございます。私の町の議会でもすり合わせをしたわけでございます。一部の議員の中には3月31日あたりがいいという意見もあるわけでございますけれども、本町の議員の大多数は1月1日ということで賛同しておりますので、それらを踏まえましてここに提案された原案どおり実行することが最も適切であると考えております。</p>

鈴木会長 渡辺委員	<p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>私も1月1日に基本的に賛成です。地区別の懇談会など住民へのお知らせもしなければならぬことですし。ここでは本年度内に別途定めるということでいいと思いますが、合併ありきということになってしまうと、その辺りを配慮した方法をとっていくことが重要であると思っております。事務局の説明だと何とか早くという意見であるとおもわれます。スケジュールどおりに進むのであれば1月1日で可能ではないかと思っております。</p>
高岩委員	<p>基本的にこの案で賛成です。ひとつ心配されるのは、事務局がこの期日を決めたときに死守できるのかということが心配であります。事務局としては他の方法論を考えているのかということをお聞きしたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>間に合わないときの方法は他の方法を事務局は考えているのかということですが。</p>
事務局長	<p>まだ、先の見通しはついていません。これから新市建設計画策定や、合併協定項目の調整をするわけでございます。それに向かって事務局はがんばっていきたいという感覚であります。</p>
鈴木会長	<p>各資料によりますと、いろいろと経る手続きがたくさんあり、高岩委員がご心配のとおり、どうなるかはこの先わからないわけではあります。その辺りのご心配等を含めたご意見等がございましたらお示しをいただきたいと思っております。よろしいですか。</p> <p>これは異例でございますが、副会長の亀田藤岡町長から自分の任期の話も出たので、これをお話したいということなので、これを許可したいと思います。</p>
亀田副会長	<p>ただいま議長のほうからお話ございましたように、今回の議事の進行上、藤岡町長の任期が話題に上りました。私の任期は2月21日でございます。これは全く考慮に入れないで、みなさんで新しい構想でお考えいただきたいと思っております。どうかその点をご理解いただいて、3町にとってよい方法を選択していただきたいと思っております。</p>
鈴木会長	<p>正副会長の都合は考えなくてよいということですので、それを踏まえて引き続きお時間をとりたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここで提案ですが、資料をお読みいただければわかるように、1月1日は目標であって、最終決定は本年度内に決めるという提案でございます。そういった含みを持たせた期日の提案になっております。できればこの提案をお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、本日事務局から提案を申し上げます合併の期日については、平成17年1月1日目途とし、この協議会の協議の進捗状況を勘案の上、本年度内に別途定めるといって提案につきまして承認いただけます方は拍手をお願いいたします。</p>

	<p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。これにつきましては全員一致ということでご賛同いただきました。</p> <p>事務局のほうからの資料の説明はよろしいですか。もし個別にわからないことがあれば、ご質問いただきたいと思います。</p> <p>第4号の2、合併の期日についても承認いただきました。</p> <p>続きまして、協議第6号、新市の名称についてでございます。これにつきましても休憩以前に確認させていただいたとおり、基本4項目でございますので、事務局からの提案は行わないということですので、資料の説明をいたしません。資料を見ていただきながら、フリートキングから入りたいと思います。忌憚のないご意見をよろしく願います。</p> <p>方針はこれから協議するとして、方針にもとづいて名称についても最初から最後まで決めていくのか、小委員会の中で煮詰めた結論を協議会上げて、みなさんに最終的に決めていただくという方式をとるか、そのあたりを決めていただきたいと思いますというのが事務局の要望であります。それを踏まえて議論させていただきたい。</p>
羽金委員	<p>要綱でいいような気がします。公募制をとっておいて協議会で議決するということがございます。しかし、この中に小委員会、いわゆる名称を審査する機関とそれを議決するのは協議会でいいと思います。前段としてどういう機関を通じて行うのかお伺いしたい。募集の仕方はこれでいいと思います。</p>
鈴木会長	<p>絞込みの作業はどこが行うのかというご質問ですが、事務局長のほうから願います。</p>
事務局長	<p>候補名の絞込みをする、その前段ではどういうことを行うのかと申しますと、全戸に配布いたしまして、募集の用紙にしたがいまして、回収箱に投函することや、郵送するという方法です。手法については電子メール、一般のはがきなども入ります。</p>
鈴木会長	<p>今の資料の12ページに小委員会、協議会という図がありますが、事務局長はそれを説明したと思います。小委員会で公募作品を選定して、第6回協議会で絞り込んだ名称を報告の上、決議ということを考えているようです。</p>
高際委員	<p>募集の方法ですが、3町の住民に限るという応募資格になっております。各先進地の事例を見ますと、一般公募ということで募集している例が多いと思いますが、3町に限るとした理由はどこにあるのでしょうか。さらに候補の選定については小委員会を設定して絞込みをすることで賛成いたします。</p>
鈴木会長	<p>高際委員に確認ですが、3町の例に限らないでも行えるというご趣旨ですか。今の補充ということでしょうか、永島委員、どうぞ。</p>
永島委員	<p>関連でございますが、3町限定ではなく、せめて関東地方ぐらいの限定は必</p>

鈴木会長	<p>要ではないのか。これから首都圏に向けた位置付けが大事だと思いますので。例えば、東京の人が新市の名付け親になれば、このまちとの縁が出てくると思います。全国ですと広すぎると思いますが、関東エリアから意見を求めることはいいと考えております。</p>
事務局長	<p>今のご質問の趣旨はあくまで3町住民に限らず、どこまでエリアを広げるかは関連質問にもありました。その方法をとらずに、3町の住民に限っているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
天海委員	<p>募集の目的の中に、合併に対する住民の関心を高める、住民の参加の推進を図る、広く新市名を募集することにより、幅広い意見、意識を広げるなどを主流で考えております。新市の名称はシンボルでありますし、愛称でもあります。そういうことを踏まえまして、できれば名付け親的なものが、町民の中から出していただいたほうがなじみが深いという考えもあります。全国的や関東的な規模で行う場合も、知名度が高ければその方向がよろしいと考えました。住居を有するものとしてお考えいただければということで、今回、事務局のほうで内容を詰めたところでございます。</p>
葛生委員	<p>地域の歴史とか文化に関しまして、3町の中に在住している方、大岩藤に住んでいる方と限定したほうがいいのかなぁということで、ご提案させていただきます。</p>
鈴木会長	<p>3町に限定して公募するということですけど、合併の目的として次世代の目線で名称のほうも考えていかなければならないと思います。それについて、これからは小学校・中学校単位の公募も考えていったらいいかと思います。われわれの次の世代に何が残せるかということで大事な項目だと思うので、代々続いていく名称になるので、そのことも考慮して議論していただきたいと思います。</p>
事務局（総務班長）	<p>今の葛生委員の意見はエリアとしては3町でも良い、3町の中で誰が応募できるか、小学校も含めた幅広い募集をしたいというご趣旨の意見でしょうか。応募資格に関しての事務局の考えをお伺いしたい。</p> <p>年齢につきましては、原則は応募用紙を全世帯に配布する予定でございます。そのほかに各施設等にも応募用紙を備え付け、小学校・中学校の生徒というご意見がまとまれば、応募用紙をお配りするのほひとつの方法だと思います。</p>
亀田副会長	<p>全国の町村会の会議の時に、丹波篠山の当時の町長が、まちの名称を決めるのに難航したと伺いました。各世帯に配布したのが問題にされ、全有権者に配布したほうがよかったなぁという意見でございました。その後、広範囲に3町以外の方にもアンケートなどを行って決めたら、篠山市という名前が多かったということです。そういったことから篠山の二の舞を踏まないように</p>

鈴木会長	<p>していただきたいと思います。</p> <p>これはあくまで提案です。亀田副会長が申し上げたことも委員の皆様の総意であればその内容でよいことですので、ご理解いただきたい。</p>
梅沢委員	<p>このようなすばらしい資料がありますので、事務局の説明をいただければありがたいとおもいますが、よろしく願いいたします。私は全国公募でお願いしたいという気持ちを持っております。</p>
鈴木会長	<p>今のご意見を預らせて頂いて、他に方法についてご意見はございますか。ただいま、名称の決め方については公募でよいということですが、公募のエリアについては3町でよい、もっと広げるとのご意見がでています。名称は公募でよいかということにお諮りいただいてからでよろしいですか。新市の名称につきましては公募で差し支えないということで、ご承認いただける方は拍手をお願いいたします</p> <p>(拍手)</p> <p>続きまして、年齢は問わずということで承認よろしいでしょうか。</p> <p>(拍手)</p> <p>では、エリアに関しましてご意見がございましたらお願いいたします。</p>
片柳委員	<p>大平・岩舟・藤岡3町を全国的に理解させるのは大変だと思います。基本4項目をやるだけでも大変なのに、全国的に大平・岩舟・藤岡の歴史・文化を紹介するというと、ホームページをつくらなければいけないと思います。それで全国の人が理解して公募してくれればよろしいのですが、中途半端な理解をされると変な名称がつくのではないかと。3町、町民であれば歴史も文化も理解しているので、今からですと日程的に事務方も大変ではないかということと、全国的には宣伝するのにはいいが、時間がないのではないかと心配しております。提案どおりがいいのではないかと私は思っております。</p>
鈴木会長	<p>ここでいったん議論を打ち切らしていただいて、梅沢委員からありましたように、公募についてはご異議ないということですが、3町という案になっておりますが、事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
事務局(総務班長)	<p>まずは、名称に関する説明をさせていただきます。議案書7ページになります。こちらにつきましては、あきる野市、西東京市等の先進地でこういう方向で名前を決定していったということで、先進事例を載せてあります。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>9ページから募集要領ということで、この案を事務局では用意させていただきました。募集の目的は3つ、事務局長からも説明がありましたとおりです。募集の方法で3つほどあがっていますが、(1)の応募の資格は大岩藤3町に住所を有するものとして住所要件だけを記しております。年齢制限は問っておりません。どなたも自由に応募できるということです。(2)の応募方</p>

法につきましては原則として一人何点でもかまいません。同一人物が出した同じ名前は一点しか有効ではないということです。応募の方法につきましては、応募用紙は説明資料の 8 ページ、9 ページをご覧になっていただきたいと思えます。8 ページが表、9 ページが裏ということで、このようなものを今回の協議会で承認いただければ、3 町の全世帯に配布していきたいと考えております。公共施設にも応募用紙を備え付けてどなたでも応募できる方法をとりたいと考えております。また別に官製はがきでも、理由、住所、名前を明記したものについては有効にすると考えております。また、FAX、電子メールの応募も有効にすると考えております。

(3) では、賞品ということで、応募者に対し新市の名称として採用された方々の中から 10 名の方に賞品を上げたらということになっております。賞品としては、アイディア賞ということで、2 万円の商品券を差し上げたらどうかという内容になっています。

(4) の募集期間は今年の 11 月 1 日から 30 日までの 1 ヶ月間を募集期間にしようということになっております。この間の広報活動として、合併協議会だより、町の広報紙、インターネットのホームページなどで広報活動を行っていきます。名称については、原則として応募されたものから決定することによって位置付けられております。一つの名前の応募総数は決定の基準にならないということ、数が多ければいいということではないという位置付けをしております。

11 ページになります。選定基準につきましては、 から まであります。この中の については原則基準ということで守ってくださいということです。 から まではそのうちのどれか該当するものを名称として選定基準の対象にしようということです。

の既存の市名にない名前ということは、後ほど説明資料を使ってご説明したいと思います。 の協議会を構成する 3 町名と同じでない名前、大平市、岩舟市、藤岡市は原則採用しないということで基準を設けております。 として原則基準をクリアしながら地理的にイメージできる名前、歴史・文化にちなんだ名前等々ありますけれど、どれか該当するものを採用したいということで選定基準になっております。

2 番の選定方法については、応募作品の中から新市名としてふさわしい候補名を選定するというので、まず応募のあったものを整理いたしまして、小委員会に提出いたします。小委員会で 5 点から 10 点に絞込みをいただいて、協議会に提出するというので考えております。

応募作品の修正ということで、応募名をそのまま使えばよいのですが、場合によっては手直しを行う可能性があるということで応募作品の修正を謳

っております。

12 ページをお開きいただきたいと思います。新市名称選定方法ということで、これからの流れをお示したものの資料でございます。右側一番上に9月22日幹事会とありますが、募集要領についてはおおむね確認したところです。9月29日協議会は、本日ここで協議いただき、ご確認いただければ、左側の図がありますが、このような流れで応募を行っていきたいということを示したものです。協議会の決定を受け、10月上旬から約1ヵ月間準備等を行っていきます。この中には印刷作業を行いながら、各世帯に配布を行うという準備でございます。実際には、募集期間としましては11月上旬から11月下旬までの1ヵ月間ということで定めたい。12月上旬、とりまとめ、整理を事務局で行いまして、その間小委員会にまとめた結果をお諮りしまして、おおむね5点から10点程度に絞り込みをしていただく。12月下旬に開かれる協議会で報告し、決定につきましては、第7回協議会で協議決定いただければと考えております。なお、1月下旬の7回協議会で決定に至らない場合は継続協議として協議を行っていくという流れ図になっております。

先ほど申しました留意する事項として、説明資料の2ページになります。新市の名称として留意すべき基準についてということで、西東京市が合併の際に総務省に照会し回答を得た事例を資料として提出してあります。1番のすでに全国に同一または類似の市町村が存在する場合ということで、(1)として同じ表記で読み方が異なる場合、例として、宮崎県日向市(ひゅうがし)、同じ表記で日向市(ひなたし)という呼び方をしてもいけないので×となっております。静岡県清水市(しみずし)も、同じ表記で清水市(きよみずし)でもいけない。(2)の異なる表記で読み方が同じ場合、宮城県の仙台市をせんだい市というのはかまわない。ひらがなで表記した場合はかまわない。

(3)の同一または類似の「町村」が存在する場合、瑞穂町を瑞穂市というのは である。

2番につきましては、外国語を日本語で表記した場合は 。

3番は算用数字の利用は×。

4番は通常の見方と異なる見方は、永遠市(えいえんし)を同じ次で永遠市(とわし)という見方をさせる場合は である。同じく、宇宙市(うちゅうし)を宇宙市(そらし)と見方をさせる場合は である。新市(町)名を告示する場合、読みがなを振ればよいと但し書きになっております。

5番目としては、市の名称としてふさわしくないものということで例示してあります。公序良俗に反する名称、長すぎる名称、現在使用されていない漢字を使った名称についても×です。これらについては新市の名称を選定する

鈴木会長	<p>基準として資料のほうを出ささせていただきました。</p> <p>説明資料の3ページ4ページにつきましてはこれまで合併した自治体の事例ですが、合併した関係市町村の中のどちらかの名前を採用した例です。</p> <p>5・6ページにつきましても、先進事例であり、合併した関係市町村の名前を一切使わずに新たに名称をつけた事例でございます。</p> <p>7ページにつきましては、新市の名称に関する公募例ということで、あさぎり、篠山、西東京、さいたま市の4つの事例を挙げております。</p> <p>8ページ9ページは、募集用紙案でございます。9ページの裏面ですが、回収箱、意見箱設置場所ということで、中段の四角で囲った右側にありますけれども、原則的に郵送で、これについては切手を不要というかたちで郵便局の承認を得ながら、差出は無料でというシステムを取っていかうということにしています。回収箱については、3町内の主要施設等に建設計画の意見を求める際に使う意見箱と合わせた形で設置していきたいと考えております。応募にあたり回収箱に投函したのも有効としていきたいと思っております。</p> <p>事務局の説明の中で、ご不明な点、確認した点がございましたら、引き続きお伺いしたいと思います。</p>
細谷委員	<p>議案書の9ページで、賞品につきましては2万円の商品券です。説明資料の7ページの先進地域は10万円などありますが、ご意見がございましたらここでお願いをしたいと思います。</p> <p>内容であれば、現時点で事務局から提案されているのと、エリアの件ですが、他の点で何かございましたら、お願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>エリアということで、私は3町という原案に大賛成いたします。なるべく早くスピードをあげて、合併に向けて進んでいっていただきたいと思っております。</p> <p>ここで、全国や関東で募集していくことになったときの事務局の意見がありましたら。</p>
事務局（総務班長）	<p>他の協議会等で行うところもございしますが、全国的に募集をかけるということになりますといかに全国に周知するかということがあります。HPに載せればいいというものではなくて、全国紙に載せることも必要になります。当然、費用的なことも時間がかかってくるのではないかという考え方があります。それらを含めて、この時点で全国募集をかけることに対して、どの程度かかるのか積算はかけていませんが、かなり必要になってくるのではないかと思います。事務局としては以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>ご意見は出つくしたということでよろしいでしょうか。</p> <p>公募のエリアについてですが、事務局から提案させていただいた案で異議がないという方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）。ありがとうございます。</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>ごらんのとおり挙手多数ということでございますので、新市の名称に関しては、事務局の提案で行うこととします。もちろん、もっと広いエリアからというご意見のみなさんのご趣旨は十分考慮しながら、事務局に指示していきたいと思います。</p> <p>ここで暫時休憩とらせていただき、4時20分に再開させていただきます。会議を再開したいと思います。本日最後の協議事項になります第7号新市の事務所の位置について、これから審議をお願いいたします。冒頭お願いいたしますが、この協議事項につきましては4項目の中でも最重要の事項であることはわれわれも認識しているところでございます。今日は事務局の説明だけでございます。非常に重要な協議事項でありますので、十分な知識と判断で次回以降臨んでいただきたいと思っておりますので、説明に少し時間をいただきたいということでご了解いただきたいと思っております。なお、この点につきましては議案書を見ていただければおわかりのとおり、事務局提案はしてありませんので、ご理解をいただければと思います。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（総務班長）</p>	<p>協議第7号、新市の事務所の位置について。説明をさせていただきます。協議第7号につきましては、会長から説明がありましたように資料に基づきまして協議を行う内容でございます。</p> <p>議案書14ページからになります。大岩藤3町の現況を横並びに示したものです。所在地、敷地の規模、床面積、執務室、駐車場の収容台数、公用車の台数、各施設の竣工年月日が掲げられています。次ページに役場近辺の交通アクセス、付近の主要幹線道路はどうなっているか、庁舎建設に関して各町での構想、16ページになりますが、庁舎建設にかかる基金等があるかどうか、その他ということでの横並び一覧表でございます。</p> <p>施設規模等につきましては、床面積に関しては3町ともほぼ同じ床面積になっている状況がわかるかと思っております。敷地面積関係を見ますと岩舟が7,383.88㎡と一番広い面積を有しているということが伺えるかと思っております。交通アクセス、本庁付近の主要幹線道路につきましては説明資料の14ページをご覧ください。こちらにつきましては、3町のエリアと役所の位置、幹線道路、鉄道のイメージをつかんでいただくために作成した資料でございます。大平町については新大平下駅に接する場所にある、岩舟町について旧国道50号線、現在の桐生・岩舟線に接するかたちで位置している、藤岡町役場については県道の栃木・藤岡線に隣接するかたちで設置されていることが、おわかりいただければと思います。</p> <p>それから、議案書に戻りますが、庁舎建設に関する将来構想ということで、まちの振興計画にどのような位置付けをされているかということでござい</p>

ますが、大平町におきましては、町の総合振興計画において、建設については位置付けされております。将来的には10年以内に、すでに購入してある庁舎敷地に本庁舎建設を予定している状況でまとめております。岩舟、藤岡につきましては、振興計画の中には構想的な位置付けはないということになっております。庁舎建設の基金の有無については大平のみ基金があります。4億4千7百万程度の基金があります。その他としまして、大平町の新庁舎建設用地(18,000.43㎡)は現在大平町役場の仮駐車場として利用している状況になっております。

説明資料の10ページをご覧ください。事務所の位置に関する法令ということで、地方自治法で明記されているものを資料として提出させていただきます。地方公共団体の事務所の設定又は変更ということで、自治法上の第4条の1項のなかで、地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更するときは条例でこれを定めなければならない。同じく2項で、前項の事務所の位置を定め、変更するにあたって住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないということで定められております。下の段は、地方事務所、支所等の設置ということで、第155条で定められております。内容につきましては、地方公共団体の長は条例で必要な地に、市町村にあっては支所または、出張所を設けることができるという定めになっております。同じく2項で、条例でこれを定めなければならないということになっております。その下の枠組みは、支所、出張所の用語解説を載せてあります。支所は、市町村内の特定区域を限り、事務全般にわたって事務をつかさどる事務所という定義になっております。出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長であるという定義になっております。

11ページにつきましては、新市の事務所の位置に関する調整方針と先進地事例の資料でございます。内容についてはこれから協議してまとめていただく、調整方針、概ね5つのパターンに分けられるという資料でございます。1番としましては、新市の事務所の位置のみを明記した調整方針で、例としては篠山市。事務所の位置は多紀郡篠山町北新町41番地とするということで、事務所の位置のみ明記した調整方針ということになっております。

2番としましては、新市の事務所の位置+残りの庁舎を分庁、支所とした位置付けを明記した調整方針ということが謳ってあります。例としましては西東京市とあさぎり町を載せてあります。西東京市は、(1)(2)の2行書きで示しています。(1)として新市の事務所の位置は田無市南町5丁目6番13号とするということで、新市の事務所の位置を定めてあります。(2)と

しましては、現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称するということで、合わせて2行書きで調整方針としております。また、あさぎり町も2行書きで、(1)として新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿1199番地とすると謳っておりまして、合わせて(2)で、現在の上村・岡原村・須恵村・深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとするということで2行書きに謳っております。

3番目としまして、新市の事務所の位置+将来の新庁舎の位置を新市成立後検討することを明記した調整方針ということで、例としては南アルプス市を載せてあります。(1)としまして、新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の櫛形町役場)に置くということで謳いながら、(2)で、将来の新市の事務所の位置については、交通の事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとするということで、2行書きの調整方針としてあります。

4番目の例としましては、新市の事務所の位置+将来の新庁舎の位置を明記又は新庁舎の建設予定時期を明記した調整方針で、例としましては、東かがわ市が挙がっております。(1)としまして、新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とするということで、新庁舎の位置も明記しているという調整方針でございます。

5番としまして、新市の事務所の位置に当面の間と断りを明記した調整方針で、例としまして、さぬき市が載っております。当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置くということで、当面という断り書きを明記した調整内容であるということで、いずれ協議しまして、調整方針を固めるに当たって、このような例のなかのどれかを採用して方針としていくことが考えられると思います。

続きまして12ページ、新市の事務所の位置を決定する際の留意事項ということで2つほど掲げてあります。住民の利便性を考慮しつつ、決定することが望ましい、がひとつでございます。もうひとつは、庁舎体系の方式にはそれぞれ一長一短があることから、将来の新庁舎建設や各方式のメリット、デメリット等を総合的に勘案し決定することが望ましい、という2つが留意事項として掲げられております。その中で庁舎の体系ということで、下の囲った中にありますけれど、方式としまして概ね、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3つが考えられるだろうということでございます。3つの方式について、次の13ページをお開きいただきたいと思っております。この3つの方式を図化したものが13ページでございます。

本庁方式は、本庁に機能・組織を集約するという方式です。本庁方式では新設と既存の施設を利用する2つ方法がある。その下に分庁方式がありますが、本庁機能が部門単位で分散するものです。最後に総合支所方式、これにつきましては何々庁舎または何々支所と謳ってあります。内容としては、本庁方式（新設）は既存の施設を支所とし、その他に本庁として新庁舎を建設する方式です。支所については、図の下の点線以下に書いてありますが、窓口サービス業務はどの支所にも存続するというので、各々が支所として位置付けられ、新たに新庁舎を建設して本庁とするかたちが、本庁方式の新設です。

本庁方式の既存は、3つのうちひとつを本庁とし、増改築をして本庁機能を持たせるものが本庁方式（既存）となっております。こちらについても支所本庁問わず窓口サービスは従来どおりおこなっていくことになっております。分庁方式は、3つに分かれておりますが、左が総務・財務、真ん中が教育・福祉・環境、右が産業・建設ということで、既存の施設にセクションごとに分散させて行く。例えば、総務はどこどこ庁舎に配置しますということで、機能を分散させたかたちで各庁舎に窓口サービスの機能を持たせるということでございます。

総合支所方式につきましては、既存の機能、施設を従来どおり引き継ぐ、その中の一つに管理、事務局部門を持たせることで、原則的には従来どおりの体系のままということになります。これについても窓口業務は従来どおりですので、こちらで行います。

これらの体系図をもとに、12ページに戻っていただきたいと思っております。こちらについては、3方式のメリット、デメリットを述べております。本庁方式の新設の場合は、新たに本庁舎を建設し、機能組織を集約する。合併市町村の既存庁舎は、支所、出張所となるということでございます。メリットとしましては、事務の効率化が図られる。住民に与える新市誕生の印象は強い。デメリットとしては巨額の建設費用が必要となる。周辺地域への住民サービスの低下が懸念されるということで、これは本庁機能外のところの住民サービスの低下が懸念されることです。

本庁方式の既存の場合は、合併市町村の内の1市町村の庁舎を増改築し、機能組織を集約し、残りの庁舎は、支所、出張所となるということです。メリットとしましては、事務の効率化が図られ、既存施設を利用するため費用を抑えることが可能となるということでございます。デメリットとしましては、周辺地域への住民サービスの低下が懸念されます。本庁機能外のところの住民サービスの低下が懸念されることでデメリットとなっております。このような方式を取った先進事例としては、一番右側に書いてあります加美

	<p>町、神流町、南アルプス市などがこのような方法を取ったということでございます。</p> <p>分庁方式ですが、合併市町村の既存庁舎を行政機能ごとに分担し、利用するというものでございます。メリットとしましては、既存施設を利用するため、費用をかなり抑制することが可能となります。改装費用程度であるということになっております。</p> <p>デメリットとしましては、業務部門ごとに窓口が分散するため、住民を困惑させる懸念があり、職務管理上、非効率であるということがデメリットとされております。先進事例としては、西東京市、あきる野市がこういう方式を取ったということでございます。</p> <p>総合支所方式でありますけれど、管理部門（総務、企画、財政等）や事務局部門（議会、教育委員会、選挙管理委員会等）を除き、行政機能をそのまま合併市町村の庁舎に残すということでございます。メリットとしましては、住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、従来どおりということなので、住民にとって違和感がないということでございます。</p> <p>デメリットとしましては、職員数が現状と同程度必要であり、合併のメリットとされる事務の効率化が希薄になり、新市の一体感が醸成されにくいということがデメリットとして挙げられております。これらの方式を採用した事例としましては、篠山市、さいたま市等々がございます。</p> <p>続きまして説明資料 15 ページ以降につきましては先進事例ということで、つくば市からはじまりまして、こういうふうな準備を行った等の事例を載せております。これについては後でご覧いただければと思います。</p> <p>説明については以上です。</p>
鈴木会長	協議第 7 号に關しまして説明が終わりましたが、何か質疑がございましたら、お受けいたします。
鈴木委員	説明資料の 12、13 ページ、本庁方式の既存方式が書いてございますが、支所につきましては、従来ある事業課は支所にも残るのかどうか。例えば大平町では健康福祉課や道路建設課などは支所にもそのまま残るのか、その点をお伺いしたい。
事務局長	12 ページの本庁方式の概要の部分、中身的には庁舎を増築して本庁を新設するかたちと同じで、機能組織を集約するというのでそちらに集めてそれ以外はということです。
鈴木会長	本店に集約してしまうというのがこの方式だと思いますので、今、鈴木委員から出た大平町にある業務はこの方式によって残るのか、一部でも残るのかということについては、残らないという答えと理解していただきたい。本店

<p>司会（事務局次長） 事務局長</p>	<p>にすべての事務事業が集約されるということです。ただし、支所として残るところには、窓口業務、あるいは本庁が改めて割り振るものはあっても、基本的にはいったん本庁舎に吸い上げられるという考え方だと思います。他にございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、新市の事務所の位置について、以上が事務局の説明ですが、この点をご理解の上で、次回の協議に臨んでいただきたいと思います。とりわけ新庁舎の位置を決めなければならないことは地方自治法上、本店はどこかに置かざるを得ない。ただ本店がどこにあるかということと、それぞれの建物がどうなるのかということとは別であります。極端に言えば、本店がみすばらしく、支店が立派だっただけかまわない、どこかに置けばいいわけですから。本店と支店の関係につきましても、12 ページにあるようないくつかの方式があります。本店になったところに業務が持っていかれ、支所は住民窓口サービス程度になってしまうのではないかというイメージになってしまうのではないのでしょうか。必ずしもそれだけではないということをお考えいただきながら、これからの事務所の位置を決めていく際の基本的な考え方にしていただきたいと思います。先だっの新聞では、黒磯・那須塩原では総合支所方式にすることを合併協議会で決めたこともあります。このことにつきましては他の先進事例等も参考になろうかと思しますので、そのあたりもご不明な点があれば、事務局に各町など通して問い合わせいただければ、可能な限りの資料を出させていただきたいと思います。今後のそれぞれの委員さんの議論の中で、要望等をおっしゃっていただければいいと思います。</p> <p>それでは、協議第7号に関してはこの程度で打ち切らせていただきます。以上、本日予定をいたしました協議事項がすべて終了いたしました。本日も大変ご協力をいただきましてありがとうございます。今後とも引き続き、よろしくお願いを申し上げます。以上で私の役目を終わらせていただきます。</p> <p>会長には議事進行ありがとうございました。協議会次第に従いまして、次回の協議事項につきまして、河田事務局長よりご説明申し上げます。</p> <p>次回の協議事項について、協議会次第の6番からご案内したいと思います。</p> <p>（1）議会議員の定数及び任期の取扱いについて 前回の中で一部触れておりますが、議員さんの定数、特例の措置、任期について、いろいろの資料を出しながらご説明したいと思います。</p> <p>（2）農業委員会の定数及び任期の取扱いについて こちらも同様でございます。</p> <p>（3）町名・字名の取扱いについて 字の区域の問題、字の名称についての内容でございます。たとえば、同じ名</p>
---------------------------	--

<p>司会（事務局次長）</p>	<p>前の有無、市になった場合に大字を除く例などございます。内容事例をお出ししながら説明していきたいと思います。</p> <p>（４）慣行の取扱いについて</p> <p>3町ともにある町章、町民憲章、町歌、町木、表彰規定などございますので、どんな扱いをしたらよいか、どんなものがあるか等について、内容を示しながら説明したいと考えております。</p> <p>（５）国際交流事業について</p> <p>3町で行われている国際交流の事業につきましてご案内したいと思います。次回の協議事項については以上でございます。</p> <p>次にその他に入らせていただきます。事務局のほうから。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>7番のその他でございますが、資料はございません。お知らせでございますが、前回の新市建設計画の策定に関しまして、いろいろアンケートを行うことをお知らせいたしました。この9月30日から10月10日にかけて10日間で、新市における優先施策の課題、ビジョンについて住民の方々の意向を把握するためにアンケート調査を実施したいと思います。大平町内で約4000人、他町で3,000人ずつ、18歳以上の3町の住民を無作為抽出によりまして行いたいと考えておりますので、何かありましたら、委員さんのみなさんからご説明ご案内いただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の開催予定日でございますが、10月27日午後2時から大平町健康福祉センターゆうゆうプラザで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>司会（事務局次長）</p>	<p>ただいまの説明等も含めまして、委員の皆様からご意見があればこの場でお承りいたしますが、何かございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、以上を持ちまして第3回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了とさせていただきます。長時間のご審議ありがとうございました。</p>